

## 北広島市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 会議名 平成29年度 第3回北広島市国民健康保険運営協議会
- 2 日時 平成29年12月1日（金） 午後6時～午後7時
- 3 会場 市役所 3階会議室3C
- 4 出席者  
委員：川島会長、安達委員、伊東委員、奥田委員、山美委員、荒木委員  
事務局等：中屋保健福祉部長  
（税務課）米川課長  
（健康推進課）尾崎課長  
（保険年金課）渡辺課長、立野主査、及川主査、後藤主事

### 会議内容

- ・ 審議事項  
（1）北広島市国民健康保険税の改定について
- ・ 報告事項  
（1）平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

開 会（午後6時00分）

### ○事務局

本日は、夜分お集まりいただきありがとうございます。

それでは、皆様おそろいですので、平成29年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

それでは、次第に従いまして、進めてまいります。

会議次第2「北広島市国民健康保険税の改定の諮問」でございますが、本来ならば、上野市長から皆様に諮問をさせていただくところではありますが、あいにく他の公務により、出席することができませんので、保健福祉部長の中屋から諮問書をお渡しさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

### ○会長

諮問を頂戴しました。

皆様のお手元にも、諮問文の写しが配付されていますので、ご確認願います。

この運営協議会で、委員の皆様方のご協力を得ながら慎重に議論し、充分検討のうえ、答申を申し上げていきたいと考えます。

○事務局

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の会議の成立についてご報告いたします。委員定数7名中6名が出席しており、定数の半数を超えていることから、北広島市国民健康保険運営協議会規則第4条第5項の規定による会議開催の要件を満たしておりますことをご報告いたします。ここからは議長である川島会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

まず本日の会議録署名委員の指名ですが、私の方から指名をさせていただきます。奥田委員、山美委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

会議次第4、審議事項第1号の「北広島市国民健康保険税の改定について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

○会長

ただいま事務局から「北広島市国民健康保険税の改定について」説明をいただきましたが、ご質問やご意見などはございませんか。説明の中で分からないことや、確認したいこと等何でも結構でございます。いかがでしょうか。

○A委員

昨日、道の国民健康保険運営協議会委員の研修会に参加したところ、納付金の説明がありました。計算式が非常に複雑でわかりにくいものでしたが、話の中で応能分、応益分のうち応能分の所得水準反映係数 $\beta$ を0.87とした場合は、所得の高い人の負担が多くなり、差が大きくなるため、所得水準反映係数 $\beta$ を0.75に調整したところ、北広島市では応能割が47%、応益割が53%になるとのことでした。

今回の資料では、北海道割合において応能割が40%、応益割が60%となっておりますがこの点はどのように理解したら良いのでしょうか。

○事務局

全道の総額ですと、北海道の示す割合ですが、それを各市町村に当てはめたときに全道よりも所得が低い市町村につきましてはさらに応能割が減少する形となり、北広島市では応能割が40%となったものであります。

○A委員

昨日の国民健康保険運営協議会委員の研修会での説明は北海道のお話ということですね。

○事務局

その通りです。北海道全体の説明となります。

○A委員  
わかりました。

○会長  
他に何かございますか。

○会長  
近隣の市町村と比較すると北広島市はどのような状態なのでしょう。新聞にも出ておりましたが、特徴はどういったものなのでしょう。

○事務局  
他市町村の状況としましては、第3回仮算定と本算定でかなり変化していますが、激変緩和措置を受ける近隣市では、北広島市のほか石狩市、江別市になっております。今回新聞に掲載されました金額は総額となっており、年々被保険者数が減少しておりますので、総額では減少しておりますが、一人当たりの金額としましては増額となっております。一人当たり保険税必要額が増額となったことから、激変緩和の対象となる保険税率が2%を超えた北広島市、石狩市、江別市が措置を受けることとなっております。

○事務局  
要するに、今まで市独自で医療費がかかり、市独自で保険税を賦課していた部分が全道全体で平均するとどうなるのかということになります。

まず、前提として保険税収納必要額は全道全体の医療費が上がったこと、北広島市の被保険者数、所得が上がったことにより、仮算定では98,941円だったものが、本算定では100,101円と上がっています。北広島市の特徴としては、医療費が高めで所得も高めであるので、全道平均よりは高くなるということになります。

それが今の税率と比較したときに、高くなるか、低くなるかというところですが、前の税率が低ければ上がるということになります。

○A委員  
医療分というのは、被保険者がかかった医療費ということでしょうか。

○事務局  
そうです。例えば、全道の医療費のうち、北広島市の分が3%から4%になりましたとなれば北広島市の負担すべき額が上がるということになります。医療費が上がり、加入者が減るとなれば一人当たりの負担は増えるということになります。

○会長  
加入者の減りは他の市町村と比べてどうなのでしょう。

○事務局  
仮算定と本算定を比較すると北海道全体では、6%程度落ちています。北広島市は

0.6%程度落ちています。他市町村も減少傾向です。75歳を迎える団塊の世代が北広島市は若干早く迎える状況にあります。そのため、減少率は全道平均と比べると高くなっています。

○A委員

その分加入者の負担が増えるということですね。

○事務局

そうなります。医療費の兼ね合いもあるので、毎年算定され示される保険税率は変更となる可能性が高く、このたびの国の算定方式による被保険者数の算定では、27年度と28年度の上半期の比較であったため、上昇しておりましたが、それ以降は下降傾向であります。そのため、このたびの算定は現在の被保険者よりも多い人数で算定されているため、負担は大きくなっております。

○事務局

当初北広島市は税率が下がるという雰囲気でありましたが、過去の精算分を抜いて考える等、国がものさしを変えてしまったため、北広島市にとってはプラスに働き、激変緩和措置を受けることのできる市町村へ変わりました。2%は上げなければいけません、2%超える分については、道が補填してくれますので、その中での改正となります。

○A委員

他の市町村では、納付金下がるところもあると思います。北海道の中で下がる場所もあるのでしょうか。

○事務局

かかっている医療費が全道平均と比べてどうかというところが、ひとつのものさしになります。医療費が下がれば納付金も下がることになります。

次に元々の税率がどうだったのかによって、変わってきます。ですから、医療費が下がっても税率が上がることもあります。

○事務局

所得が低い市町村は、医療費を補うため保険税率が全道平均より高い傾向にあります。今回の算定では、所得が低い市町村には、それに見合った納付金となりますので結果的に下がったということになります。

○事務局

元々高いが、全道平均にすると安くなる市町村もあり、逆に元々低い、全道平均にすると高くなる市町村もあるということになります。

○A委員

税率が下がったある市では、道内で大腸がんによる死因率が1番高いと言われており、医療費が多くかかっています。

逆に北広島市はトリムコースなど健康保持のための施設が整備されています。また、保健事業にも力を入れているのに税率が上がるというのは腑に落ちない点があります。

○事務局

繰り返しになりますが、元々の税率と全道平均にした場合の比較となります。

○会長

関連しまして、国保が道に一本化された際に各市町村が医療費の節約のため努力した結果がどのような形で反映されるのですか。

○事務局

各市町村が努力し、道全体の医療費が下がれば納付金必要額が下がるということになります。また、全道における北広島市の医療費シェアに反映され、納付金や保険税に影響するものと考えております。さらに保険者努力支援制度による影響があります。

○事務局

保険者努力支援制度により国から補助金が入ってきますが、点数制ですので、他の市町村も同じことをしていれば、差はつきにくくなります。

○事務局

また、北広島市はおかげさまで累積赤字はありませんが、ある場合、激変緩和措置の終わる平成35年までに計画を立て、なくすようにということになります。そうになると、上乗せで税率を上げなければいけませんが、北広島市はそのようにはなっておりません。

○A委員

法定外繰入については、しなくて良いとのことでしょうか。

○事務局

道の運営方針については、赤字補填の法定外繰入については、削減すべきとなっております。本来の形に戻しましょうということになります。ただ、国も見解を変えてきておりまして、急激な負担増になるのであれば、考えるような表現になっております。

北広島市においては、現在赤字補填の法定外繰入をする予定はありません。

ただ、先のことは何とも言えません。実際に運営していく中でしかわからないこともあります。また、3年ごとに道の方で見直しがされますので、手探りの状態が続くと思われれます。また、北広島市の税収が下がり、赤字となったときに道から借りることのできる制度もあります。その場合は、3年で返さなければなりません、赤字と同じですので、税率に上乗せされるということになります。

○A委員

市としては、法定外繰入をしなくて良いというのは安心できる点なのですか。

○事務局

今までは例えば、インフルエンザが流行し、医療費が跳ね上がった際に歳入は変わりませんので、一般会計の繰入に頼るしかありませんでした。しかし、これからは納付金を道に納めれば給付費は道が負担しますので、仕組みが変わることになります。

○会長

皆様のご意見等々をお伺いしていると、「北広島市国民健康保険税の改定について」この諮問については、おおむね同意されているというように感じておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○会長

では、審議事項1の「北広島市国民健康保険税の改定について」は同意したものとし、この度の諮問について原案のとおり承認するものとさせていただきたいと思えます。

この後の進め方については、どのようになるでしょうか。

○事務局

国民健康保険税の改定について、ご審議いただきありがとうございます。

原案どおり承認していただくということでありましたので、その内容で答申書を作成することになります。答申書作成に当たりましては、川島会長にご一任をいただき、会長のご指示のもと皆様からのご意見を踏まえまして、答申書案を作成したいと思います。作成した答申書案を委員の皆様にご郵送させていただき、内容をご確認いただいたうえで、後日、日程調整のうえ、皆様を代表して川島会長の方から、上野市長に答申書を直接渡し、答申していただく形を考えておりますがいかがでしょうか。

○会長

では、皆様よろしいでしょうか。私の方は、皆様がよろしければ結構です。

(異議なしとの声あり)

○会長

では、そのように進めてまいりたいと思えます。

○会長

次に会議次第5、報告事項第1号平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について事務局から説明願います。

(事務局説明)

○会長

これより質疑を行います。

ご質問がなければ、ただいまの件、これでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○会長

異議なしということですので、報告どおり承認といたします。

最後にその他の事項について事務局からお願いします。

○事務局

今回、ご審議いただきました保険税率の改定を含む都道府県単位化に伴う条例改正につきましては、来年3月の定例会への提案に向けて準備を進めてまいります。今後も協議会において、改正内容や経過についてご報告させていただきます。

次回の協議会につきましては、北広島市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画についてご審議いただく予定でございます。

現在、国のガイドラインに基づき、素案づくりを早急に進めているところであり、出来次第、皆様のご意見をいただきたいと考えております。そのため、大変お忙しいところ、誠に恐れ入りますが、再度、今月下旬に開催させていただきたいと考えております。

日程につきましては、改めて調整させていただきますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いたします。事務局からは、以上でございます。

○会長

各委員の皆さんからは、何かありますか。

(なしとの声あり)

○会長

それでは、以上をもちまして、協議会を終了いたします。

本日はおつかれさまでした。

閉 会 (午後7時)